

## 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業の実施主体として定められた市町村が建築基準法第六十八条の二第五項の規定により定める用途制限の緩和に関する条例については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同項の国土交通大臣の承認があつたものとみなすものとする。 (第十六条の二関係)

### 第二 法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限の延長

法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を二年間延長するものとする。 (第十八条関係)

)

### 第三 国家戦略特別区域工場等新增設促進事業に係る工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施主体として定められた市町村は、当該事業の実施区域における製造業等に係る工場等の緑地及び環境施設のそれぞれ

の面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、工場立地法第四条第一項及び第四条の二第一項並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項及び第十条第一項に規定する準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする。 (第二十条の二関係)

#### 第四 国家戦略中心市街地活性化事業に係る中心市街地の活性化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略中心市街地活性化事業の実施主体として定められた市町村が中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項の規定により作成する中心市街地活性化基本計画については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同条第十項の内閣総理大臣の認定があったものとみなすものとする。 (第二十四条の三関係)

#### 第五 施行期日

この法律は、第二の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則関係)